

令和 7 年 11 月 26 日制定

第 1 条 (目的)

本規則は一般社団法人日本がん免疫学会(以下「本会」という。)が会員に対して除名及び懲戒処分を行うために必要な事項を定める。

第 2 条 (除名・懲戒の種類等)

1. 本会が会員に課す懲戒処分は以下の各号に挙げるとおりとする。
 - (1) 訓戒: 口頭にて将来を戒める。
 - (2) 訓告: 文書にて将来を戒める。
 - (3) 譴責: 始末書を提出させて将来を戒める。
 - (4) 委員会委員の罷免: 委員会委員の職を解き、相当な期間を定めて委員の就任資格を停止する。
 - (5) 代議員の罷免: 代議員の職を解き、相当な期間を定めて代議員の就任資格を停止する。
 - (6) 役員の罷免: 役員の職を解き、相当な期間を定めて役員の就任資格を停止する。
 - (7) 会員資格の停止: 相当な期間を定めて会員の資格を停止する。
 - (8) 除名: 会員としての資格を喪失する。除名後は本会に再入会することはできない。
2. 懲戒処分(4)に該当する者は委員の就任資格停止期間が解除された後に、新たに選出する委員会委員の候補者としてすることができる。
3. 懲戒処分(5)に該当する者は代議員の就任資格停止期間が解除された後に、新たに選出する代議員の候補者としてすることができる。
4. 懲戒処分(6)に該当する者は役員の就任資格停止期間が解除された後に、新たに選出する役員の候補者としてすることができる。
5. 懲戒処分(7)に該当する者は会員の資格停止期間中も本会の会費を納入しなければならない。会員資格停止中に退会した者は、本会に再入会することはできない。

第 3 条 (処分の対象)

理事会は、次に挙げる行為をした会員を、前条に定める懲戒処分の対象とすることができる。

- (1) 研究者あるいは医師として社会的モラルや品位に欠ける行為であり、それが本会の名誉及び社会的信用に影響を及ぼす恐れがある行為
- (2) 反社会的な行為または刑罰法令に触れる行為であり、それが本会の名誉及び社会的信用に影響を及ぼす恐れがある行為
- (3) その他、本会の名誉を毀損し、社会的信用を失墜させる行為
- (4) 本会の定款に違反する行為

2. なお、前項の規定にかかわらず、会員を除名する場合には、理事会の決議に加え、定款第 17 条に定める社員総会の決議によらなければならない。

第 4 条 (処分の決定)

1. 理事長は懲戒の対象となるおそれがある会員の存在が判明したときに、理事会に対して理事若干名と評議員若干名からなる調査委員会の設置を請求し、その事実の有無、内容、程度、状況等を調査させなければならない。

2. 調査委員会は、当該会員に対して書面または面談等の方法により、本人の弁明と主張の有無およびその内容を聴取する。

3. 調査委員会は理事会に対して調査結果を報告する。

4. 理事会は調査結果に基づいて、除名の場合を除き、第 2 条各号の中からその一つあるいは二つを併せて処分内容を決め、本人に通知する。

5. 第 2 条 1 項(4)～(7)の処分の期間は、3 ヶ月以上 2 年未満とする。ただし、刑罰法令に触れる行為のときには、その量刑に応じて 2 年を超えることができる。

6. 第 2 条 1 項(5)～(8)の処分を決定するときは、議決前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

7. 会員に対する処分の決定は、社員総会の承認を経なければならない。ただし、第 2 条 1 項(1)～(4)に関しては、社員総会の承認を省略することができる。

第 5 条（勧告）

1. 理事会は第 2 条 1 項(4)～(7)にあげる処分に該当する者に対して、社員総会の議決を得るまでの間、社員総会にはかられる処分に相当する自肅を勧告することができる。
2. 理事会は第 1 項に定める理事会の勧告を受け入れた者に対して、その処分期間に勧告を受け入れた日から社員総会における議決までの期間を算定することができる。

第 6 条（規則の変更）

本規則の変更は理事会の決議により変更することができる。